

「原発賠償関西訴訟第 24 回口頭弁論」傍聴記

11 月 21 日午後 2 時から開かれた原発賠償関西訴訟の第 24 回口頭弁論を傍聴した。市役所から早めに大阪地裁に向かったが、傍聴抽選券の配布場所に行くと、いつもより閑散としていた。心配になったが、あっという間に傍聴希望者が集まり、パソコンでの抽選となった。運良く抽選に当たり、傍聴席の最前列で裁判の様を注視した。



原告から提出された準備書面は、「規制権限不行使の判断枠組」(準備書面 66)と「国第 35 準備書面への反論」(準備書面 67)である。準備書面 66 は、被告国が規制権限を行使しなかったのは違法であるという原告の主張に対する、被告国の反論を批判する。その上で、電気事業法 39 条 40 条の権限を行使するにあたって、「相応の合理的根拠を有する知見」とは何かについて指摘する。福島第一原発の津波想定は不適切であったことを、被告国は十分に認識していたにもかかわらず放置していたことは明らかと結論づける。

準備書面 67 は、被告国が長期評価に基づいた規制を行う義務はなかったと主張しているのに対して、原告が反論を加えた書面。被告東電や日本原電は長期評価に基づく対応を検討し、日本原電は対策を取ったのに対して、被告東電は費用がかかるため対策を取らなかった。被告国がこれに追随して、10 年近く規制の見直しをせず放置していたことを批判する。東電とともに、国の責任は重い。9 月の東電刑事裁判判決を思い起こしながら、原告弁護団の弁論に耳を傾けた。

裁判のあと、大阪弁護士会館 10 階で開かれた報告集会に参加した。「ふつうの暮らし 避難の権利 つかもう安心の未来」と書かれた垂れ幕の前で、原告団がそれぞれの思いを語った。原発事故から 8 年 8 ヶ月余り。原告団の皆さんに変化も見られるが、いつも元氣と刺激をもらっている。原告団を支えるサポーター、支援者の方たちが壇上で、山形訴訟など全国の原発訴訟に連帯のコールをあげた。



今回とくに心に響いた原告団からの話を紹介したい。一つは 20 歳になった娘について語る原告女性。原発事故のとき小学生だった娘は、いまは大学に通っている。この娘さんは次回公判チラシに「被災者が前を向いたら、原発事故は終わりですか?」という一文を寄せている。もう一つは、東北地方を襲った台風が、放射能で汚染された地域にもたらした被害。除染された地域にも、大雨で山などから放射能が流れ込んだ。あまり報道されない福島の実情を知ってほしいと訴える。今後も原発訴訟を見守っていきたい。

(2019 年 11 月 22 日)